

新沢田町花を愛でる会 会則

第1条 本会は、新沢田町花を愛でる会 と称する。

第2条 本会は、公益 財団法人 静岡県グリーンバンク（以下、「グリーンバンク」という。）は、花と緑の街並づくり実施要綱第3条の規定に基づき、地域緑化活動の推進及び花と緑にあふれた潤いのある空間づくりを促進し、県民の緑化思想の高揚に寄与するため緑化活動を実施することを目的とする。緑化活動とは、花壇等 への植栽や育成管理である。

第3条 本会は、前条の目的を達せするため、次の事業を行うものとする。

- (1) 幟道沿い花壇の植栽や育成管理（単年度）
- (2) 幟道沿い花壇の土地改良と統制の取れた花壇の実現（5年計画）
- (3) 子ども広場の花壇の植栽や育成管理（単年度）
- (4) 公会堂前の花壇の植栽や育成管理（単年度）
- (5) 新沢田町公園の花壇の植栽や育成管理（単年度）*1
- (6) 関係者へのマナー指導（単年度）

グリーンバンクの補助金対象は、幟道沿い花壇を対象として、順次拡大を図る。

*1 新沢田町公園は、新沢田町公園愛護会と協調して取り組む。

第4条 本会に下記の役員を置く。

会長	1名、	副会長	1名、	会計	1名
顧問理事	1名、	理事	3名、	幹事	1名

第5条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 本会の経費は、緑化グループ支援事業の補助金、新沢田町自治会の寄付金その他の収入をもってあてる。

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で決定する。

付則

この会則は、令和3年6月22日から実施する。